

【共同研究】

カント倫理学における「幸福」 批判期以後の徳論から

大竹 信行*・堀口 久五郎**

On the Notion of Happiness in Kant's Ethics

Nobuyuki OTAKE, Kyugoro HORIGUCHI

In this paper, we are concerned with the concept of happiness in Kant. This is a moral philosophical study, and is a principle of social welfare study.

In the first part of this paper, we examine the notion of happiness in Kant's "*Kritik der Reinen Vernunft*". Kant defined happiness as a tendency to seek comfort or pleasure.

Second, we answer the question of relationship between "*Grundlegungen zur Metaphysik der Sitten*" to "*Metaphysik der Sitten*". The former is a preparation; the later is a system of ethics. So his ethics is divided into two parts. The first is a theory of law, and the second is a theory of morality. Then we shall be examining why Kant removed happiness from his ethics. The reason for this is because of the character of Kant's morality philosophy. For, he explained that happiness isn't "kategorisch". It is very important, because Kant demanded "kategorisch" to moral legislation. To put it in other words, Kant's ethics is theory of due, and the due in ethics is "kategorisch".

Third, we study his opinion of happiness in "*Metaphysik der Sitten*". He discusses self-happiness and others-happiness. Others-happiness is the aim of people, but self-happiness does not mean it is the aim of people for it is a means for people.

This revision of Kant's ideas came under fire from Hegel's philosophy of law. Hegel explained that happiness includes not only others-happiness but self-happiness. The most important part of this argument is that Kant removed self-welfare and he could not discuss administration. Kant reached a conclusion that for the reasons not the times but his logic. We surely think Kant's theory is very logical, but his ethics can not be referenced to *Wohl* and *Polizei*, only law and moral.

1. はじめに

本論文の目的は、カントの「批判書」から『人倫の形而上学』へと結実する批判期以後の

倫理学説にみられる「幸福」概念¹⁾を明らかにすることである。「幸福」はギリシア哲学以来の伝統を持つ倫理学のテーマであり、現在では社会福祉原論の分野で「福祉」概念との対比においてとりあげられもする。我々はかかる倫理学及び社会福祉学という学際的視点からカント及びヘーゲルの福祉論について研究をすすめており、本論文はその一部をなす

* おおたけ のぶゆき 近畿大学九州短期大学

** ほりぐち きゅうごろう 文教大学人間科学部人間科学科

ものである。

カントの生きた18世紀のヨーロッパ諸国は、近代国家の確立期にあった。すなわち地域が独立・割拠している封建制から、絶対王政という過渡期を経て、市民革命によって民主主義を基盤とした権力構造・機関を有する民主国家へと転化した。そして「国民」共通の利害を「政策」として打ち出し、行政を含む内的国家体制の構築へと歩みを進めていく、世界史的転換期である。

その先駆者であるイギリスにあっては、いち早く産業革命がおき資本主義社会を形成した。やがてJ. S. ミルやT. H. グリーン等による福祉思想が自由主義思想にもとづいて説かれることになる。これに対し、いまだ絶対王政段階の後進国であったプロイセンは、官房学の行政（Polizei）論にみられる社会国家の思想、つまり「社会の幸福（福祉）こそが国家の目的であるとする思想」（柴田1997:21）によって上からの改革が行われ、福祉国家の基礎を築き上げていく。いわゆる「フリードリヒの世紀」である。

こうしたプロイセンの支配時代であって、カントは国家に依拠することなく倫理学を純論理的に構築したのであった。それは幸福を排除するものであり、時代の趨勢・状況とは合いいれない。後にヘーゲルによって批判されるカントの「幸福」概念は、いったい如何なるものであり、どのような論理に導かれたものであったのだろうか。

2. 批判期以後のカント倫理学

2.1 『実践理性批判』から『人倫の形而上学』へ

カントはその「講義録」で哲学を「理論哲学」と「実践哲学」の二つに分類している。倫理学はこのうち実践哲学の領域に属する学問である。また、『人倫の形而上学』に先立ち、一般向けに書かれた『人倫の形而上学の基礎づけ』では、古代ギリシア哲学が物理学・倫理学・論理学の三つに区分でき、倫理学は自由の法則に携る学問であるとしている。

体系的倫理学の著作刊行はカントが長年予告し続けてきたものであり²⁾、そのプランは彼の哲学体系に欠くことのできないものである。かかる構想は『純粹理性批判』の「超越論的方法論」の「第三篇 純粹理性の建築術」に記されている。もっとも、1765年のランペルト宛書簡にすでに「人倫の形而上学」について書いているので、1760年代にはすでに把持されていたとみてよい（坂部2001:284）。結局、待ち望まれていたカント倫理学の体系的著作『人倫の形而上学』は、批判哲学以後、彼の晩期において完成をみることになる。

1770年に教授就任論文『可感界と可想界の形式と原理』以後、およそ10年に及ぶ「沈黙」の後、カントは第一批判『純粹理性批判』（1781）、第二批判『実践理性批判』（1788）、第三批判『判断力批判』（1790）のいわゆる「三大批判書」を發表する。これらを「予備学」とし、さらに体系として純粹哲学が構想されていた。それは「自然の形而上学」と「人倫の形而上学」の二つによって構成されるものである。

前者の「自然の形而上学」については『自然科学の形而上学的原理』（1786）が著されている。この書が『純粹理性批判』と深い関係性にあるということは、坂部恵によって指摘されている。

この著作が、ここにいう「一般形而上学」ないし「超越論的哲学」の書にほかならぬ『純粹理性批判』のとりわけ「概念の分析論」や「原則の分析」の部分为例証によって「実在化」するものとして、それと密接かつ不可欠の関係にたつものであることがおのずからあきらかであろう。³⁾（坂部2001:286）

一方、後者の「人倫の形而上学」は「法論の形而上学的定礎」「徳論の形而上学的定礎」の二部構成になっている。1797年初頭に前半部分「法論の形而上学的定礎」がまず出版され、同年に後半「徳論の形而上学的定礎」と合わせて『人倫の形而上学』が出版さ

れた。

この『人倫の形而上学』は『実践理性批判』と関連している。このことはカント自身が『人倫の形而上学』の「法論の形而上学的定礎」の序文⁴⁾において、「『実践理性批判』には『人倫の形而上学』という体系が続くはずであり、この体系は法論と徳論それぞれの形而上学的基礎に分かれる（そしてすでに刊行されている『自然科学の形而上学的原理』と対をなす）」（*Kant1797=2002:15*）と述べていることから明白である。

すなわち、『純粋理性批判』と『自然科学の形而上学的原理』との関係は、『実践理性批判』と『人倫の形而上学』との関係に対応する。また、『純粋理性批判』には序説として『プロレゴメナ』（1783）が書かれたが、『実践理性批判』には『人倫の形而上学』の定礎⁵⁾（1785）がその位置を占めているといえる。

2.2 徳論の位相

カントの幸福についての言説は『人倫の形而上学』の徳論にみられる。つまり、道徳ないし倫理的問題として取り上げられているのである。ここで、前提となる「徳論」の位置と、その学的対象たる「義務」概念についてみておこう。

自由の法則は、自然法則と区別して、道徳法則と呼ばれる。自由の法則がただ単なる外的行為とその合法則性にかかわるかぎりでは、それは法理学的と呼ばれ、しかし、この法則がまた、それ（法則）自身が行為の規定根拠となるべきであるとの要求をするならば、それは倫理的である。そしてそのとき、法理学的法則との合致が行為の適法性であり、倫理的な法則との合致が行為の道徳性である。（*Kant1797=2002:27*）

「法論の形而上学的定礎」の序論において、上に引いたように、カントは自由の法則を共通項として外的な「法」と内的な「倫理」あるいは「道徳」の二つの位相を提示している。

ここから『人倫の形而上学』は、主体の行為を外的と内的な契機によって区分し、それぞれを法論と徳論として構成しているのである。

まず法論であるが、これは「外的自由の形式的条件（外的自由の格率が普遍的法則とされる場合の、自己自身との一致）すなわち法」を扱うものである。そして徳論は「実質（自由な選択意志の対象）すなわち純粋理性の目的」を論じ、「この目的は、同時に客観的＝必然的な目的として、つまり人間には義務として表象されるもの」であるという。

言い換えれば、ドイツで徳論と称された学問分野は「内的自由を法則の下にもたらす部門」のことを指し、それは他人から強制されるのではなく自己による強制である「目的」による。したがって徳論＝倫理学は「純粋理性の目的の体系と定義することができる」のである（*Kant1797=2002:241, 244*）。

ここでいう目的とは「自由な選択意志の対象のこと」であり、すべての行為には目的があるとされる。目的をもつということは、この選択意志の対象を自分の目的とすることに他ならない。したがって行為する主体の「自由な活動」であるという。この活動は手段ではなく目的それ自体を命じるもので、義務と目的とを一致させている。この「同時に義務である目的」は条件つきによる手段ではなく、無条件の目的を命じる定言命法である（*Kant1797=2002:243, 248-249*）。

そもそも「徳論」（ethica）が意味しているのは「倫理学」ということである。カントが説くところによれば、徳論＝倫理学はもともと古代の人倫論＝道徳哲学の一部をなすものであった。その学的対象は「義務」であるが、とくに外的法則の下にない義務に限定されている。カント倫理学にあっては、徳論だけでなく法論も柱をなしている。

法的立法による義務は、ただ外的な義務である。というのは、この立法は、内的な義務の理念がそれだけで行為者の選択意志の規定根拠となることを要求せず、だがそ

れは、やはり法則に適合する動機を必要とするから、ただ外的な動機だけを法則に結びつけるからである。それに対して、倫理的立法は、なるほど内的な行為を義務とするのではあるが、それでも外的な行為を除外することはなく、むしろ義務のすべてに関係するのである。(Kant1797=2002:33-34)

このように義務であるものはすべて倫理学に含まれるとしている。例えば契約によって履行しなければならない行為の場合は、法則(契約を守る)と義務とは法論から与えられたと考える。だが、法が与える義務を履行することは有徳な行為であるから、倫理学の範疇であるともいえよう。カントは以下の引用のように、かかる問題を義務の区別によらず動機を結びつける立法の相違によって解答している。

倫理的立法は(たとえ義務が外的であるとしても) 外的ではありえない立法である。法学的立法は、外的でもありうる立法である。だから、契約上の約束を守るとは、外的義務である。しかし、他の動機を顧慮することなく、それが義務であるという理由だけで、その履行を命じるということは、単に内的立法に属している。それゆえ、義務の種類(義務づけられている行為の種類)によってではなく……この場合の立法が内的立法であり、いかなる外的立法者をももちえないことによって、その拘束性は倫理学に数え入れられる。(Kant1797=2002:35)

まとめるならば、主体の行為を対象としその義務の立法性によって法論と徳論に区別する。これが『人倫の形而上学』の構成論理といえよう。

3. 徳論にみる「幸福」

3.1 「幸福」の概念規定

倫理学はギリシア哲学以来の伝統を持ち、善とは何かを追求してきた。そして倫理の究極目的すなわち最高善は「幸福」にあるという見解が、学派によって差異はあるものの、一つの確立された視座であった。

なかでも自己幸福を原理とするものは幸福主義とか幸福論的倫理学と称され、これに対してカントは厳粛主義、反幸福主義といわれるタイプの倫理学説を把持している。とはいえ、やはり倫理学の伝統的課題である幸福をカントもまた問題とせざるを得なかった(松田 1969:47)。

カントは概念規定に厳密であるけれども、彼自身も述べているように幸福は非規定性を持つ、はっきりしない概念である。ここで、三批判書にみられる幸福言説を確認しておきたい。さて、幸福の定義とも言うべき明確な記述といえば第一批判『純粹理性批判』にみられる以下の一文であろう。

幸福とは、我々の一切の傾向性を満足させることである(傾向性が多様性であるという点で外延的にも、傾向の度について内包的にも、また傾向の持続について持続的にも)。(Kant1787=1962:99)

ここで「傾向性」とは諸感覚に依存している欲求のことである。『人倫の形而上学の基礎づけ』では「欲求能力が感覚に依存していることを傾向性という」(Kant1785=2000:42)との注が付されている。要するにカントは幸福を個人の感情にもとづくものとして理解していたわけである。したがってカントにとって幸福とは、経験のないし主観的なものであると理解されていた。

次に第二批判『実践理性批判』に目を転じてみよう。その「第三節定理二」には幸福についてこう記されている。

幸福とは、ある理性〔存在〕者が、自分の全存在にとぎれることなく伴っている生

の快適を意識することにほかならず、その幸福を意思〔選択意志〕の最高の決定根拠とする原理が自愛の原理である。それゆえ、意思の決定根拠を、なんらかの対象の現存から感受される快〔好み〕や不快〔嫌気〕のうちに置く質料的〔中身を前提とする〕原理はすべて、ことごとく自愛ないしは自分自身の幸福の原理に属するかぎりにおいて、まったく同一種類のものにほかならない。(Kant1788=2000:150)

上の章句から看取できるように、ここでもまたカントは幸福を個人の快や不快といった感情にその根拠を求めている。この幸福概念は、第三批判『判断力批判』にも散見できる。そこでも幸福が快適さでありそれは享受であるとして、「ある人間がたんに享受するためだけに生きており、その人の現存が……それ自身である価値をもつことを、理性はけっして納得させられることはできないであろう」というように、世間の人々が幸福を「善」と考えることを批判している。そして、「幸福は、この快適さがどんなに完璧に充たされていても、まだ無条件的に善いものにはほど遠いのである」(Kant1790=1999:62-63)と、幸福を「善」から突き放すのである。

また、『判断力批判』では「美感的判断力の分析論」で、「快適」について一節が設けられている。ここでカントは「快適であるのは、感覚のうちで諸感覚に満足を与えるものである」という。欲望は対象を快適であると判断する感覚によって喚起される。この快適なものによってカントが「傾向性」と呼ぶ欲求がうまれるのである。その享受だけを狙う人はすべての判断から免れようとしている、と厳しく批判している(Kant1790=1999:58-60)。

こうしたカントの規定について宮島光志は、「<傾向性の全体的な満足としての幸福>という基本理解」は「具体的な表現の上ではそれぞれに若干の違いがあるにせよ、その大筋に関する限り、『道徳形而上学の基礎づけ』『実践理性批判』を経て『道徳の形而上学』に至

るまで、その後一貫して踏襲されている」と指摘している。また、先に引用した『実践理性批判』の「生の快適を意識すること」という規定と合わせて、これらが功利主義の快樂計算に立脚しているという(宮島1990:54-55)。

これらのことから、カントは幸福を「快」の追求と考えていたと帰結できるだろう。そしてそれは、三批判書を通じて一貫した見方であった。

3.2 「幸福」の排除

カントは個人の幸福を排除する見解を示している。それはカントの道徳哲学である「目的」と「手段」という方法によって演繹される。つまり、カントは幸福を「手段」であるとし、『人倫の形而上学』で以下のように述べている。

災禍、苦痛及び窮乏は、自分の義務違反への大きな誘惑である。裕福、壮健、健康および安寧一般は、義務違反の影響力とは反対のもので、それゆえまた、同時に義務である目的とみなしうるように思われる。すなわち、こうした目的とは、他人の幸福にだけ向けるのではなく、自分自身の幸福を促進するということである。しかしこの場合に、幸福が目的ではなく、主体の人倫性こそが目的であり、幸福は、主体の人倫性への障害を除去するために許された手段にすぎない。(Kant1797=2002:253)

多くの人々が、「公共の福祉」を自明のこととする現代の倫理観からみれば、上に引いたカントの倫理学説にはわかには承服しがたいものかもしれない。なにしろ「主体の人倫性」が求められ、幸福はこの目的達成のための手段に位置づけられるからである。

カントは「裕福それ自体を迫及することは、直接的には義務ではないが、しかし間接的にはおおいに義務でありうる。すなわち、悪徳への大きな誘惑となる貧困を防止するという義務である」(Kant1797=2002:253)と言い切

り、貧困政策という福祉行政を副次的に扱っている。

そもそも「徳論の形而上学」の序文において、「自由立法主義（内的立法の自由の原理）にかわり幸福主義（幸福の原理）が原則として立てられるならば、その結果はすべての道徳の安楽死（穏やかな死）である」（Kant1797=2002:239）と述べ、幸福主義を批判しているのである。宮島はその理由を「カントが<道徳原理>を求めているから」とであると指摘した。そしてG. ピーンを援用して「基本的にはあくまでも上の方法論問題」とし、カントの幸福主義批判は「反・幸福主義」であって「反幸福・主義」ではないと論じている（宮島1990:57）。

つまり、カント倫理学では徳論から幸福が排除されているのだが、それはカントの把持する道徳原理に原因を求めなければならないのである。『人倫の形而上学の基礎づけ』で、カントは理性的存在者を法則・原理に従って行為する能力を持つと述べている。この能力こそが意志であり、換言すれば実践的理性ということになる。そしてこの理性は、カントのいう「傾向性」から独立して意志を決定し、善いと認めうる行為を選択する。

もちろん人間は完全に理性に適合しているわけではなく、いわば不完全な存在である。だから、道徳法則は理性が意志に強要・命令することになる。この命令の法式がカントのいう「命法」である。周知のように、カントにあって命法は定言的命法と仮言的命法との二つに区分される。前者は無条件的であり、後者は条件的である。この二つの命法は『人倫の形而上学の基礎づけ』で次のように説明されている⁵⁾。

すべての命法は、仮言的に命令するか、それとも定言的に命令するか、そのいずれかである。仮言的命法は、ある可能な行為の実践的必然性が、意欲されている（あるいは、どのみち意欲されうる）何か別のものに到達するための手段であることを、表

象させる。定言的命法は、ある行為が単独にそれ自体として、別の目的に関係なく、客体的=必然的であることを表象させる命法だといえよう。（Kant1785=2000:43）

このようにカントは、行為が手段としてのみ善ならば仮言的であり、行為それ自体が善であるなら定言的であるとする。そして、意欲が従う原理を三つの命法に区分する。それは熟練の命法、幸福への意図である賢さの指令、人倫性の命法であって、それぞれ技術的、実用的、道徳的であるとしている。

このうち「熟練の命法」と「人倫性の命法」は定言的であるという。二つ目の、幸福への意図である命法の「実用的」には、「福祉に属する」と付記され、さらに注がつけられている。

実用的と呼ばれている国事詔書が、本来が国内法から必然的法律としては帰結してこず、普遍的福祉への予防配慮から出てくるものだからである。（Kant1785=2000:47）

ここでカントは幸福や福祉を仮言命法によるものとしていて、「普遍的福祉の予防配慮」という条件によって生みだされると判定しているのである。そもそも道徳法則は「普遍的法則の法式」という定言命法によるのであり、上述のように仮言的である幸福追求は、論理的に言って徳論のテーマではなくなってしまうわけである。

もっとも、18世紀のプロイセンは絶対主義体制の下、行政国家・福祉国家化していく時代（フリードリヒの世紀）に生きたカントは、行政（Polizei）について認めざるをえなかった。それは「法論」において「安寧」という言葉によって総括されている。

4. 自分の幸福/他人の幸福

では次に、体系的な倫理学『人倫の形而上学』で幸福はどのように説かれたのかみてい

こう。予備学たる『純粹理性批判』の段階ですでに把持されていた幸福概念は、『人倫の形而上学』にも引き継がれる。そしてさらに前述の義務論の論理展開から、「目的」となるべき幸福とは如何なるものかが説かれている。それは「他人の幸福」である。

幸福、すなわち、自分の状態にその永続を確信するかぎり満足することを、希求するということは、人間の本性にとって避けえぬことである。しかもまさにそうであるから、幸福は、同時に義務である目的ではない。(Kant1797=2002:252)

このように明言したカントはストア派哲学と同様に、個人の道徳的行為において幸福は度外視されるべきであると主張する(高田1986:71)。上の引用文につづいて道徳的幸福と物理的幸福をとりあげ、前者は「自分の人格と人格それ自身の人倫的行動に対する満足、それゆえひとの行いに対する満足」、後者は「自然からの授かりものに対する満足、したがって自分以外のものからの贈り物として享受されるものに対する満足」であるとして、道徳的幸福が完全性を把持していると説く。したがってカントによれば、自分の幸福ではなく「ひとの行いに対する満足」たる他者の幸福が義務である目的となる。

私の目的として実現に努めることが義務であるような幸福が問題となるならば、それはほかのひとたちの幸福でなければならぬ。(Kant1797=2002:252)

カントにおいて、個人にとって目的となるのは「幸福」ではなく、その個人主体の「人倫性」である。これがカントの骨子であり、『人倫の形而上学』ではさらに「他人の福祉」が目的として提示されたのである。

ところで、先にみた「同時に義務である目的」を、カントは「徳の義務」と呼んでいる。法の義務には外的強制が存在するが、徳の義

務は「自由な自己強制にのみ基づく」のである。では、このような徳の義務となりうる目的とはどういうものなのか。カントは、これを「自己の完全性」と「他人の幸福」であるとして、この二つを入れかえて「自己の幸福」と「他人の完全性」とを義務とすることはできないと述べている。

その理由は次のように説明される。まず、「自己の幸福」はすべての人間が必ず欲するものである。そして義務というのは「不承不承に採用された目的への強要」である。したがって「自己の幸福を義務づけられている」というのは自己矛盾に他ならない。

また、「他人の完全性」を自己の目的とすることも矛盾している。何故なら「完全性」とは、義務について自分自身で目的を立てる能力があるということを意味する。だから「他人の完全性」とはその本人にしかできない。他人にしかできないことを「自己の目的」や「なすべき義務」とすることは自己矛盾でしかない(Kant1797=2002:249-250)。

一体、ここで提示されたカントの「完全性」という概念は如何なるものか。カントは量的(実質的)完全性と質的(形式的)完全性とに分け、それぞれを以下のように規定している。

完全性という言葉は……超越論的哲学に属する概念として、まとめられ一つの事物を構成する多様なものの全体性と理解され、しかしまた、目的論に属する概念として、ある事物の性質がある目的に一致していることを意味するとも理解されている。第一の意味での完全性を量的(実質的)完全性、第二の意味での完全性を質的(形式的)完全性と名づけることができよう。量的完全性はただ一つしかありえない(なぜなら、一つの事物に属するものの全体は唯一であるから)。しかし質的完全性については、一つの事物に多数ありうるし、そして本来ここで論じられるのも、後者の完全性についてである。(Kant1797=2002:250-251)

この記述の後、カントは人間の行為の結果に完全性を求め、自己の能力の開発なかでも悟性が最上であると続ける。このようなアウトノミー（Autonomie）による個人の自律を要求するところにカント倫理学の特徴がある。そして、かかる個人の立法・道徳法則によって欲求を規制していくことで、他者を手段ではなく目的として扱う倫理的共同体「目的の王国」によって最高善が達成できると考えたのであった。

要点を簡潔に述べるなら、『人倫の形而上学』では個人の幸福追求は手段として排除され、「他人の幸福」が道徳目的として提示されたのである。

5. おわりに

以上、カントの批判期以後の倫理学にみられる幸福概念をたどってきた。カント倫理学とは法と徳の「義務論」である。そして、個人の立法の確立を目指すという論理的特質を有している。「自分の幸福」は個人の目的とはならないが、「他人の幸福」は目的となる。自己の幸福追求は「個人の自由な選択に完全に委ねられるべきである」（木村2000:150）として徳論から追放される。すなわち、行政などの国家活動に配慮しないという理論的性質を把持していたのである。結果、福祉論や行政論は展開されずに、それらは国家の「安寧」として法論の問題へと追いやられてしまうのである。

さて、その晩年に完成したカント倫理学は、この後ヘーゲルによって批判的に継承されていく。ヘーゲルはカントの個人幸福排除論を批判した。すなわち、『法哲学』において自分の幸福と他人の幸福は切り離せないという見解を披瀝した。そして「人倫」と「道徳」とを峻別し、道徳は人倫によって止揚されると説く。道徳が存立するためには社会的基盤が不可欠であり、道徳の限界は市民社会を反映しているのである（高田1986:69）。

この論理を推し進めていけば、道徳の完全性は市民社会の欠陥を除去することによって可能となり、市民社会論が必然化される。『法哲学』の構成が、『人倫の形而上学』の「法論」と「徳論」に区分する方法を受けて、第一部で「法」、第二部で「道徳」を置き、さらに第三部で「共同体」という項目を設定して行政論⁶⁾など社会科学的な展開を行ったのも首肯できよう。

このように対立的な関係にある二者の倫理学の根本には、「自分の幸福」を倫理的にどうとらえ、そしてどう自己の倫理学の体系に位置づけるか、という問題についての差異が存在しているのである。

[註]

- 1) 基本的な用語・概念について述べておこなば、ここで「幸福」とはGlückseligkeit（幸福な状態）を指している。また「福祉」と言った場合はWohlのことである。これは、公共性を含んだ幸福で、抽象的な福祉（Welfare）のことである。対して、制度としての「社会福祉」Social Welfareはカントの時代はPolizeiと呼ばれていた。Wohlにも「幸福」という意味があるが、英語ではHappinessではなくWelfareが訳語にあてられ、Glückseligkeitとは区別される概念である。
- 2) カントは何度も『人倫の形而上学』の執筆を宣言していたが、老齢のため執筆が遅れていると弁明していた。
- 3) テキストからの引用は『カント全集』（岩波書店）による。ただし『純粹理性批判』（下巻）は本稿執筆時に未刊であるため岩波文庫（篠田英雄訳）を使用した。また原著に付されている強調を除いて引用している。
- 4) 『人倫の形而上学』には第一部「法論の形而上学的定礎」と第二部「徳論の形而上学的定礎」のそれぞれに序文が付けられている。
- 5) 批判期内でも定言命法に関するカントの立場は変化している。小野原雅夫によると、1780年代の『人倫の形而上学の基礎づけ』と『実践理性批判』では「狭義の倫理学の基礎におかれるものとして、道徳性の判定原理にほかならなかった」。しかし『人倫の形而上学』では「法哲学と倫理学の両者を基礎づける道徳一般の定言命法として位置づけられる」という。この違いは、『人倫の形而上学』では義務を法論（法義務）と徳論（徳義

務)とに区分し、「それぞれの特殊性を体現する形で公式化」しているからである(小野原1992)。6)ヘーゲルの行政概念については(大竹2000)を参照されたい。

[文献]

- Cassirer Ernst, 1918, *Kants Leben und Lehre*, Verlag bei Bruno Cassirer, Berlin.
- Glockner, Herman, 1958 = 1977, *Die europaische Philosophie von den Aufangen bis zur Gegenwart*, Reclam Stuttgart.
- Hegel, G.W.F., 1824/25, *Philosophie des Rechts nach der Vorlesungsnachschrift K.G.v.Griesheims*, herausgegeben, v.K.-H.Iltting. (=2000長谷川宏訳『法哲学講義』作品社。)
- Kant, Immanuel, 1785, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*. (=2000平田俊博訳『人倫の形而上学の基礎づけ』カント全集7巻,岩波書店。)
- Kant, Immanuel, 1787, *Kritik der reinen Vernunft*. (=1962篠田英雄訳『純粋理性批判(下)』岩波文庫。)
- Kant, Immanuel, 1788, *Kritik der praktischen Vernunft*. (=2000坂部恵/伊古田理訳『実践理性批判』カント全集7巻,岩波書店。)
- Kant, Immanuel, 1797, *Die Metapsyk der Sitten*. (=2002樽井正義/池尾恭一訳『人倫の形而上学』カント全集11巻,岩波書店)
- 木村周市郎, 2000, 『ドイツ福祉国家思想史』未来社。
- 松田幸子, 1969, 「カントの最高善 幸福の問題を中心に」『倫理学年報』(日本倫理学会)第18集。
- 宮島光志, 1990, 「尊厳性と幸福 カント倫理学への一視覚」『倫理学年報』39:51-66。
- 小野原雅夫, 1992, 「カント『人倫の形而上学』における定言命法の新たな法式」『倫理学年報』41:37-52。
- 大竹信行, 2000, 「ヘーゲル『法哲学』におけるポリツァイについて 福祉行政・社会政策論の論理的性格と理論的基盤」『白山社会学研究』10:71-80。
- 坂部 恵, 2001, 『カント』講談社(講談社学術文庫)
- 鈴木文孝, 1975, 「カント倫理学と現代」『倫理学年報』24:29-40。
- 高田 純, 1986, 「道徳と市民社会」『倫理学年報』35:69-85。

[付記]

本研究は平成15年度人間科学部共同研究費を使用した。